

提出資料

以下の資料を、費用を支払う日の属する年度内に郵送でご提出ください。

【妊よう性温存治療費助成の申請をする場合】

- ・申請書
- ・大阪府がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る証明書
(妊よう性温存治療実施医療機関と原疾患治療実施医療機関)
- ・住民票の写し等
- ・その他知事が必要と認める書類

【カウンセリング費用助成の申請をする場合】

- ・カウンセリング費用助成金申請書
- ・住民票、領収書等の必要書類

※申請書等の様式は大阪府ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/ninyosei/index.html>

お問合せ・提出先

大阪府 健康医療部 健康推進室 健康づくり課
電話:06-6941-0351(代表)(内線2528)

大阪府 妊よう性温存治療

検索



申請書類送付用ラベル (切り取ってお使いください)

〒540-8570 (府庁専用郵便番号)
大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ 行
《助成申請書類在中》

将来、子どもを
産み育てることを望む
がん患者さんへ

大阪府がん患者妊よう性 温存治療費助成事業

のごあんない



大阪府では、将来子どもを産み育てることを望む小児・思春期及び若年のがん患者さんが希望をもってがん治療に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための**妊よう性温存治療に要する費用の一部を助成**しています。

妊よう性温存治療とは

がん治療（化学療法、放射線療法等）の副作用により、主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、生殖機能が低下する又は失われることがあります。

そのため、がん治療の前に胚（受精卵）、卵子、卵巣組織、精子を採取し長期的に凍結し保存するものです。

対象者

府指定医療機関で受診し、妊よう性温存治療を受ける方はこれら

以下の要件を全て満たす方

- (1) 申請時に府内に住所を有し、妊よう性温存治療実施日に年齢が満43歳未満の方
- (2) 対象とする原疾患の治療内容が①もしくは②の方
 - ①ガイドライン（※1）で定める高・中間・低リスクの治療（治療内容はがん治療医にご確認ください）
 - ②乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定される治療
- (3) 府指定医療機関（※2）においてR3.4.1以降に妊よう性温存治療を受けた方
- (4) 担当医師により、妊よう性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
- (5) 妊よう性温存治療に係る国の研究（※3）に参加できる方
- (6) 助成対象費用に対し、不妊に悩む方への特定治療支援事業に基づく助成を受けていない方

（※1）「小児・思春期・若年がん患者の妊よう性温存に関する診療ガイドライン2017年版」
（※2）府指定医療機関については、がん治療医にご確認いただくかこちらのURLでご確認ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/ninjosei/index.html>
（※3）患者からの臨床データ等を収集し、妊よう性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊よう性温存療法の研究

府指定医療機関で受診（カウンセリング）した結果、妊よう性温存治療を受けるに至らなかった方はこれら

以下の要件を全て満たす方

- (1) カウンセリング実施日（R3.4.1以降）に府内に住所を有し、年齢が満43歳未満の方
- (2) 対象とする原疾患の治療内容が①もしくは②の方
 - ①ガイドライン（※1）で定める高・中間・低リスクの治療（治療内容はがん治療医にご確認ください）
 - ②乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定される治療
- (3) 担当医師により、妊よう性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
- (4) カウンセリングを受けた結果、妊よう性温存治療を受けるに至らなかった方

対象治療・経費・上限額

【妊よう性温存治療費助成対象者】

※対象者一人に対して通算2回まで

対象となる治療	対象となる経費	助成上限額/1回
胚（受精卵）凍結に係る治療	◆対象治療に係る治療費及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用	35万円
未受精卵子凍結に係る治療		20万円
卵巣組織凍結に係る治療		40万円
精子凍結に係る治療	※入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の直接関係ない費用及び初回の凍結保存費用以外の凍結保存の維持に係る費用は対象外です。	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療		35万円

【カウンセリング費用助成対象者】

※対象者一人に対して1回限り

カウンセリング	カウンセリング費用	5千円

手続きの流れ

